

報告第30号

令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を別紙のとおり報告する。

令和4年9月22日提出

小田原市長 守屋輝彦

1 令和3年度決算に基づく健全化判断比率

比率区分	本市の比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	11.45%	20.00%
連結実質赤字比率	—	16.45%	30.00%
実質公債費比率	2.1%	25.0%	35.0%
将来負担比率	30.0%	350.0%	

備考 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は「—」表示とする。

2 令和3年度決算に基づく公営企業の資金不足比率

会計の名称	本市の比率	経営健全化基準
小田原市水道事業会計	—	20%
小田原市病院事業会計	—	
小田原市下水道事業会計	—	
小田原城天守閣事業特別会計	—	
小田原市公設地方卸売市場事業特別会計	—	

備考 資金不足比率が算定されない場合は「—」表示とする。